

1 総第 1395 号  
令和 2 年 2 月 18 日

安曇野市監査委員 川上 則文 様  
安曇野市監査委員 山中 崇 様  
安曇野市監査委員 坂内 不二男 様

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和元年度定期監査報告書指摘事項等に対する処理方針について（通知）

令和 2 年 1 月 16 日付け 1 監査第 148 号により提出された「令和元年度定期監査報告書」で改善等を求められた事項について、その措置を地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

○令和元年度定期監査報告書指摘事項等の処理方針  
別紙のとおり

## 令和元年度 定期監査（1 監査第 148 号）

## 1 実地監査の状況について

## (1) 三郷北部認定こども園（福祉部子ども支援課）【3ページ】

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ア 現金の管理について</p> <p>金庫は設置されておらず現金は鍵の掛かる棚に一時的に保管され、その棚の鍵は複数の職員が使用するため同じ棚の引き出しに保管されていました。現金は金庫で保管し、鍵は別管理するなど現金の管理方法を検討してください。</p>	<p>職員共有の鍵のかかる書庫から、現在は、園長管理の鍵のかかる場所での保管としました（鍵の場所については、園長・主任のみ承知しています）。</p> <p>各園でも状況を確認し、金庫を購入するなど対応してまいります。</p>
<p>イ 領収印の管理について</p> <p>領収印は職員の机上にあり、業務終了後もそのままの状態でありましたので、鍵の掛かる場所に保管するよう改善を要望しました。</p>	<p>毎日業務終了後、机の上から鍵のかかる場所へ片付け、保管するようにしました。</p>
<p>ウ エアコンの整備について</p> <p>小中学校の教室にエアコン整備が計画的に進んでいることから、市内全ての認定こども園においても年少、年中、年長児の各部屋にエアコン整備を検討してください。</p>	<p>次年度、各園保育室の温度湿度等の調査を行う予定です。</p> <p>必要な場合の設置を検討してまいります。</p>

## (2) 三郷交流学習センター「ゆりのき」（教育部文化課）【4ページ】

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>ア 現金の管理について</p> <p>レジスターを使用し、収納した現金については週2回三郷支所へ納入していました。金庫はダイヤルロックのみ使用されていたので鍵を併用した管理を要望します。</p>	<p>手提げ金庫につきましては、令和元年12月中旬より、ダイヤルロックと鍵を併用して厳重に管理しています。</p>

## 2 総括的な指摘、意見について

## (2) 職員等の労務管理について（総務部職員課）【5ページ】

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>本庁舎には入退庁記録参照システムが導入され、申告された労働時間と実際の在庁時間のズレを把握できる環境が整い、時間外勤務申請を行わずに在庁していた場合は翌日にシステムで確認することが可能となりました。（省略）できる限り早く全ての出先機関で入退庁が把握できる施設整備が必要です。</p> <p>「働き方改革」は組織をあげて取り組まなければならない重要課題の1つであり、市としてこれに適切に対処することが人事に関するリスクを軽減し事業の効果を上げることに繋がると考えます。また、職員一人ひとりが正規の時間内に業務を効率的に行い、できる限り残業はしないという意識改革が必要になりますので、指導啓発等ていねいな対応をお願いします。</p>	<p>出先機関には順次システムの導入を進めています。</p> <p>また、働き方改革の推進のため、人事院規則等の改正にあわせて時間外勤務等の上限設定を行いました。</p> <p>これに伴い、管理職を対象に説明会を行うと共に職員に対して周知を行っております。</p> <p>引き続き職員の勤務実態の把握に努め、業務量・業務内容の見直しによるワークライフバランスの実現に努めていきます。</p>

(3) 防災訓練について（総務部危機管理課）【5ページ】

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>災害前、災害発生時、復旧復興時において、（省略）様々な場面で情報の共有化は欠かせないと考えます。</p> <p>このところ各地で発生している災害により市民の防災意識が高まる一方で「情報の伝達」という面では屋外防災無線の音が聞こえにくいという声も聞かれています。（省略）今後は「情報の伝達・共有」の方法を検討され訓練にまで繋げていただきたいと思います。</p>	<p>3年間の期限で制度設計していた防災用品購入補助金制度について、防災行政無線を補完する防災ラジオの普及促進、市民の防災意識の向上を図っていくため、3年間期間を延長いたします。</p> <p>また、様々な機会でのこの補助金制度を広く周知し、多くの市民に活用いただくよう努めていきます。</p>

3 各部課等に対する指摘・意見について

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>【総務部】</b></p> <p>(1) 職員課【6ページ】</p> <p>※職員等の労務管理については、前段の「2 総括的な指摘、意見について」の(2)のとおり</p>	
<p><b>【市民生活部】</b></p> <p>(1) 環境課【6ページ】</p> <p>安曇野市水資源対策協議会（以下「協議会」という。）は市から負担金を800,000円交付され、地表水及び地下水の保全・涵養並びに適正利用について調査研究し、水資源利用の適正化を促進するとともに、水環境基本計画の推進に資することを目的として活動しています。</p> <p>協議会事業には水質検査費補助金制度があり、（省略）前年度協議会決算書の事業費のうち水質検査補助金の予算額300,000円に対し支出済額が51,300円で、248,700円が未執行となっており、この分は繰り越されていますが本来予算未執行分は市へ返金すべきと考えます。</p>	<p>ご指摘のございました平成30年度水質検査補助金予算額に対する未執行額248,700円については市一般会計に返還いたします。</p> <p>今後の協議会の予算執行については是正を図り、適正な取り扱いをしております。</p> <p>また、予算項目にございます積立金については、将来実施予定の事業であります、地下水位調査集計解析準備金として平成18年度（市合併直後から）積み立てているものです。調査実施時期及び内容につきましては協議会において改めて諮ってまいります。</p>
<p>水環境基本計画及び水質汚濁防止法に基づく地下水位観測や水質検査は市が責任を持って行う事業であり、協議会が地下水位測定ボランティアを募り補助事業として行うべきではないと考えます。市と協議会が行う事業の仕分けが妥当であるか検討してください。</p>	<p>市・協議会それぞれの実施事業の仕分けについては、次のとおりであります。</p> <p>■市実施事業</p> <p>地下水位測定・水質汚濁防止の河川水質調査といった市内全域における観測・環境調査事業。</p> <p>■協議会実施事業</p> <p>市水環境基本計画を推進するにあたり、必要と思われる事業（水資源の調査及び解析・水資源の涵養、保全、有効利用等に関する調査、指導、広報、啓発）</p> <p>ご指摘のございました安曇野市水資源対策協議会家庭用井戸の水質検査費補助金については、市民の地下水への関心と愛着を育むといった地下水に対する意識啓発に主眼を置く協議会事業として位置付け実施してまいりました。</p> <p>実績件数が伸び悩んでいる点につきましては今後制度内容の見直し等検討してまいります。</p>

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>【福祉部】</b></p> <p>(1) 子ども支援課【7ページ】</p> <p>入園の要件を満たしているにもかかわらず入園できずにいる「待機児童」と、特定の園のみの入園を希望している等の「隠れ待機児童」の問題について、（省略）喫緊に必要な保育士を確保するとともに、これから先人口減少で少子化が進むことが予測されるため、子育て環境の仕組み、新たな保育の在り方について検討するよう要望します。</p>	<p>保育士確保については、職員課とも協議しながら計画的な採用に努めてまいります。</p> <p>待機児童については、未満児の入園希望割合が上昇中で、保育士・施設共に追いついていない状況です。</p> <p>次年度小規模保育事業所の設置を検討しており、当面の対応を図りますが、保育・園運営等柔軟な対応をしながら検討を進めてまいります。</p>
<p><b>【保健医療部】</b></p> <p>(1) 国保年金課【7ページ】</p> <p>精神給付金に不公平感があり以前から医療制度の見直しを検討されています。国民健康保険加入者は窓口負担がなく医療機関を受診できますが、社会保険加入者は窓口で負担する必要があります。医療費給付の一部を一般会計が負担していることから国民健康保険加入者と社会保険加入者が公平に扱われることを引き続き検討されるよう要望します。</p>	<p>現在、長寿社会課において精神障害者に対する福祉医療制度の見直しを検討中であり、令和3年度中をめどに対象者の拡大が行われる見込みです。</p> <p>この見直しに合わせて、国民健康保険被保険者のみを対象とした、精神給付金から福祉医療制度へ移行できるよう、長寿社会課と調整を行いたいと考えております。</p>
<p><b>【農林部】</b></p> <p>(1) 農政課【7ページ】</p> <p>（省略）その他の指定管理施設については、年度終了後に事業報告書を受領することになっていますが、特に指定管理者の交代や経営の悪化がみられるような場合は、適時経営状況を把握できる体制が必要です。指定管理者側に大きな負担となつてはいけません。指定管理者基本協定書第9条のとおり、必要に応じて報告を求め今より細やかに経営情報を把握し、早い段階で市として助言や指示を行い、できうる支援をすることが必要です。</p>	<p>現在も必要に応じて指定管理者と連絡を取り合い、経営状況等の報告をいただいているところですが、より細やかな経営状況等の把握に努めます。</p> <p>また、施設運営上の課題が生じた場合は、指定管理者から報告・相談を受け、市として必要な助言・指示をしておりますので、今後も継続して、できうる支援をしていきます。</p>
<p>(2) 耕地林務課【8ページ】</p> <p>（省略）里山再生計画は市にとって大変重要な計画であります。しかしながら市民の認知度が低いため、いまひとつ取り組みや活動が見えてきませんので、山主や山に興味のある方以外にも周知を図ってください。</p>	<p>本年度で5年間の第1次里山再生計画の推進期間が終了となります。</p> <p>現在、新年度から始まる第2次里山再生計画を策定中であり、第1次計画の取組から成果や課題を抽出して、第2次計画に引継いでいくものです。</p> <p>第1次計画の課題として、取組に参加するきっかけのない市民が多くいることがあげられています。</p> <p>このことから、第2次里山計画では多くの人に里山に目を向けてもらう取組を実施していきます。</p> <p>まずは、これまで進めてきた「さとぷろ。サポーター」登録、ホームページ、Facebookの充実により普及啓発を図ります。</p> <p>また、具体的な4つのプロジェクトにより、多様な年齢層を対象とした取組を展開し参加者の拡大を図り、より多くの市民の皆さんに里山再生の取組に関わっていただき、認知度を高めていきます。</p>

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p><b>【商工観光部】</b></p> <p>(1) 商工労政課【8ページ】</p> <p>10月15日のテレワークセンター開所に関する物品の購入について、9月30日現在、備品購入費の支出がありませんでした。この事業の委託先である塩尻振興公社から一時的に借用して開所に間に合わせましたが、当初予算に計上したものであり、消費税率改定前に購入し経費の節減を図るべきだったことを指摘します。</p>	<p>備品類の購入が間に合わず一時的であれ借用により運用したことは誠に遺憾であり、計画的な運用に努めます。</p> <p>一方、消費税増税に伴う在庫不足（モデルリニューアル等）が購入遅延の一因（2回の入札不調）でもありましたが、導入機器の1台当たりの単価は予定単価の90%での導入となりました。</p>
<p><b>【都市建設部】</b></p> <p>(1) 監理課【8ページ】</p> <p>安曇野市建設業技術者等資格取得費補助金は、市内建設業者に勤務する技術者・技能労働者の人材育成を図るための事業です。現在補助対象者は資格取得者のみですが、技術者等の地域定着を図るため受験費用に対しても補助することを検討してください。</p>	<p>建設業技術者等資格取得費補助金は、市内建設業者に勤務する技術者・技能労働者の人材育成を図るため、常勤の役員又は従業員に係る建設に関する国家資格取得費用を負担する建設業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するとなっております。</p> <p>また、本事業は、令和元年度で終了予定でしたが、本年度、安曇野市内建設業関係者にアンケート調査を実施したところ、対象事業者の約82%が、この事業を継続することによって、経営と雇用の安定に繋がる回答があり、本事業を令和2年度も継続して実施することになったところです。</p> <p>ご要望のありました「受験費用に対しても補助することを検討」につきましては、現在のところ、補助金交付要綱の第8条には(1)実施報告書（様式第4号）、(2)資格試験受験を確認できる書類の写し、(3)合格が確認できる書類の写し、(4)受験者の常勤性が確認できる書類、(5)受験手数料・講座受講料・教材費・交通費及び宿泊費の支払を証する書類の写し。とあることから、資格取得者以外には補助金を交付できないこととなっております。</p> <p>しかしながら、受験手数料などについては、受験票などに受験者、受験資格内容などが明確に記載されていることから、受験手数料などについて、資格取得受験者に対し、補助対象として適正か検討してまいります。</p>

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 建設課【8ページ】</p> <p>除雪事業は市道除雪計画に基づいて行われ市内事業者及び個人事業者に委託し、また市内各区に歩行型除雪機を貸与し対応しているところですが、引き受け手が減少しています。（省略）地域住民の協力を得ることも含め除雪の在り方について検討されるよう要望します。</p>	<p>現在、市道 1,689km のうち 874km を除雪路線に指定し、法人 52 社、個人 15 者と契約しています。</p> <p>個人受託者の高齢化により辞退する方もおりますが、ここ数年で新たに契約をしていただける方もおり、除雪体制を整えています。</p> <p>今後も受託者の確保に努めてまいります。</p> <p>また、除雪計画の中で「市民協働の除雪対策」として、「沿線住民・自治会等による除雪の協力を求める」と位置づけており、除雪路線以外の生活道路や自宅の前、歩道などの除雪については、各区に貸与している歩行型除雪機を活用するなど、隣近所で協力し合っの除雪をお願いしています。</p> <p>引続き地域区長会及び広報などにより、地域の皆様方の除雪への協力を図っていきたくと考えています。</p>
<p>【上下水道部】</p> <p>(1) 上水道課【8ページ】</p> <p>有収率については 82.2%（平成 30 年度実績）であり、他自治体と比較するとまだ低い水準ですが、「水道ビジョン」に掲げる 10 年計画の目標は上回っています。引き続き漏水調査を行い送水管の計画的な修繕により有収率の向上に努めてください。</p>	<p>水道ビジョンに基づき、毎年一定額の予算で老朽管布設替工事を実施していることにより、着実に有収率が向上しています。</p> <p>また、漏水調査により大量の漏水箇所が発見できたケースもあり引き続き実施して行き、令和 8 年度には目標の有収率 85.4%を達成できるよう取り組みます。</p>
<p>(2) 下水道課【9ページ】</p> <p>水洗化率については、84.6%（平成 30 年度実績）であり、他自治体と比較するとまだ低い水準です。水洗化率の向上は事業の収益を確保する上で重要な課題であり、本年度は下水道接続目標 430 件に対し、9 月末現在で 281 件と順調に進捗しています。引き続き「下水道事業経営戦略」に基づいた積極的な啓発に取り組み水洗化率の向上に努めてください。</p>	<p>「下水道事業経営戦略」では、令和 8 年度末の目標水洗化率を 91.4%としています。下水道区域の新規整備が終了していることから、水洗化率の増加は鈍化傾向にあります。</p> <p>下水道未接続者の傾向としては、浄化槽（合併・単独）設置によって既に便所が水洗化されている者、低所得世帯・高齢者のみの世帯が大半を占めていると考えられます。</p> <p>このため、下水道接続への理解を促すダイレクトメールの送付及び戸別訪問、低所得者世帯に向けた下水道接続促進補助金を利用いただくことによる接続増進、浄化槽切替えによる加入増加を図るほか、未接続者に対して啓発・広報を強化し水洗化率の向上に取組みます。</p>
<p>【教育部】</p> <p>(1) 学校教育課【9ページ】</p> <p>小中学校に設けられているコンテナ室の鍵について、本来は施設管理者が鍵の保管をすべきところ、早朝にパンと牛乳の納品があるため鍵を運用上やむを得ず業者に預けています。施設管理上重要な鍵は、詳細な取り扱いについて鍵管理規程等を定め事故防止に努めてください。</p>	<p>鍵の貸与先である納品事業者と契約書を締結していることから、契約書中に新たに鍵の貸与に係る注意義務規定を明記し、責任の所在を明確にして事故防止対策に努めます。</p>

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(2) 生涯学習課【9ページ】</p> <p>児童クラブは小学校下校後または長期休みに保護者が就労等のため家にいない児童を預かり、児童の保護及び健全育成を図ることを目的に実施され、9月末現在通年利用児童が596人、長期休業利用児童が417人います。</p> <p>現行では1年生から4年生まで受け入れています。平成31年1月に5、6年生の保護者を対象に実施したアンケート調査では6年生までの受け入れと入所条件の緩和が要望されています。市では児童館及び小学校の空き教室を利用し、クラブ室確保に努めていますが、受け入れ場所や放課後児童支援員が不足しているため5、6年生の受入態勢が整っていません。引き続き対象学年の拡大と児童クラブ入所条件の緩和について検討されるよう要望します。</p>	<p>平成31年1月のアンケート結果から、6年生までの拡大を行った場合の入所希望は、令和元年度の児童数から試算すると350～360人程度、入所条件の緩和を行った場合は更に増えることが予想されています。</p> <p>しかし、各児童クラブとも、4年生までで定員一杯の状況が続いています。</p> <p>令和元年度には、小学校の余裕教室の現地調査を行いました。児童クラブ室として活用できそうな教室は1校1教室しかなく、当該余裕教室もすぐに活用できる状況ではありません。</p> <p>このため、児童館や児童クラブ室の新設を検討するとともに、現在ある施設の活用、また将来的な児童数の減少による余裕教室の活用の可能性を探っていきます。</p> <p>あわせて、指定管理者とも必要な人員配置等について協議を進めていきます。</p>